

○国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成16年10月29日

公安委員会規則第9号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行われる手続等については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年山口県規則第八十号）の規定の例による。